

## 規制シート(様式)

160194801380002

2017/5/18

規制の名称	イベント民泊に関する規制	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	旅館業法(昭和23年法律第138号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 生活衛生課長 榊原 毅
規制目的	反復継続して不特定多数の宿泊者が宿泊することによる感染症のまん延防止など、公衆衛生上の観点から必要な措置などを講じること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、「業」に当たり、旅館業法に基づく営業の許可が必要である。</li> <li>・年1回(2~3日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、イベント開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「旅館業」に該当しないものとして取り扱う。</li> </ul>	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)により、イベント等を実施する際の「民泊」について、旅館業法の適用外となる旨を明らかにすることとされた。</li> <li>・平成27年7月1日付け事務連絡により、イベント民泊が旅館業法の適用外となることを各都道府県等に周知した。</li> <li>・同年9月1日付け事務連絡により、イベント民泊に関するQ&amp;Aを各都道府県等に周知した。</li> </ul>	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、反復継続して不特定多数の宿泊者が宿泊することによる感染症等のリスクが発生するなどのおそれがあるため、公衆衛生上の観点から旅館業法に基づく許可制とする必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		